

信託商品・関連サービス「MYトラストボックス」の取扱開始について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、2020年4月から信託商品・関連サービス「MYトラストボックス」の取扱いを開始いたします。

わが国では、少子高齢化やデジタル化、ヘルスケア技術の進展の影響による生活スタイル・価値観の変化等により、家族のあり方が変化しているとともに、認知症患者数の拡大等の長生きに対するリスクが顕在化しており、従来の生命保険の機能だけでは十分にカバーできないケースもあります。

こうした背景をふまえ、「MYトラストボックス」では、これまで生命保険だけでは実現できなかった「お客さまの『想い』をお預かりし、その実現をサポートする機能」を、「エピローグ・レター」「生命保険信託」「遺言信託・遺産整理業務」「成年後見制度・家族信託相談サービス」の4つの商品・サービスとして提供することで、新たな生命保険の価値を提供いたします。

当社は、これまで営業職員等による「対面のアフターフォロー」を推進してきましたが、「MYトラストボックス」を通じて、人生100年時代という長寿社会においても、お客さまの想いやニーズにお応えし、お客さま一人ひとりに寄り添った商品・サービスを提供していきます。今後も、「信頼を得て選ばれ続ける、人に一番やさしい生命保険会社」という企業ビジョンのもと、お客さまに「確かな安心を、いつまでも」お届けしてまいります。

「MYトラストボックス」の商品・サービス



1	エピローグ・レター（2020年6月から取扱開始）
2	生命保険信託（関係当局の認可を前提に、2021年4月から取扱開始予定）
3	遺言信託・遺産整理業務（2020年4月1日から取扱開始）
4	成年後見制度・家族信託相談サービス（2020年4月1日から取扱開始）

- ・大切な人への「想い」を、一つにまとめて託すことができる安心のサービスをお客さまにお届けしたいという想いを込め、「MYトラストボックス」と命名しました。

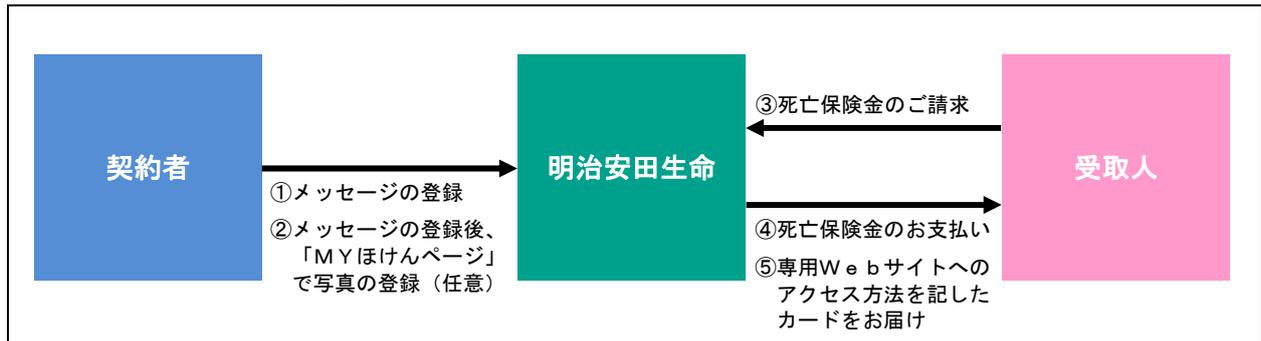
正式名称	MYトラストボックス（マイトラストボックス）
ロゴ	

- ・「MYトラストボックス」では、これまで生命保険だけでは実現できなかった「お客さまの『想い』をお預かりし、その実現をサポートする機能」として、「エピローグ・レター」「生命保険信託」「遺言信託・遺産整理業務」「成年後見制度・家族信託相談サービス」の4つの商品・サービスを提供いたします。

	対象商品・サービス	目的
心理面でのサポート	エピローグ・レター	契約者から死亡保険金受取人に対する「想い」の継承
金銭面でのサポート	生命保険信託	
お手続き面でのサポート	遺言信託・遺産整理業務	生命保険だけではこれまで実現できなかったサービスの提供
	成年後見制度・家族信託相談サービス	

- ・「エピローグ・レター」は、ご契約者さまから手書きのメッセージをお預かりし、死亡保険金のお支払い後に受取人さまあてにお届けするサービスです。
- ・普段なかなか言葉にできないご家族への感謝の気持ちや生命保険に託した「想い」を未来にお届けすることで、遺されたご家族を心理面でもサポートいたします。

<「エピローグ・レター」の仕組み>



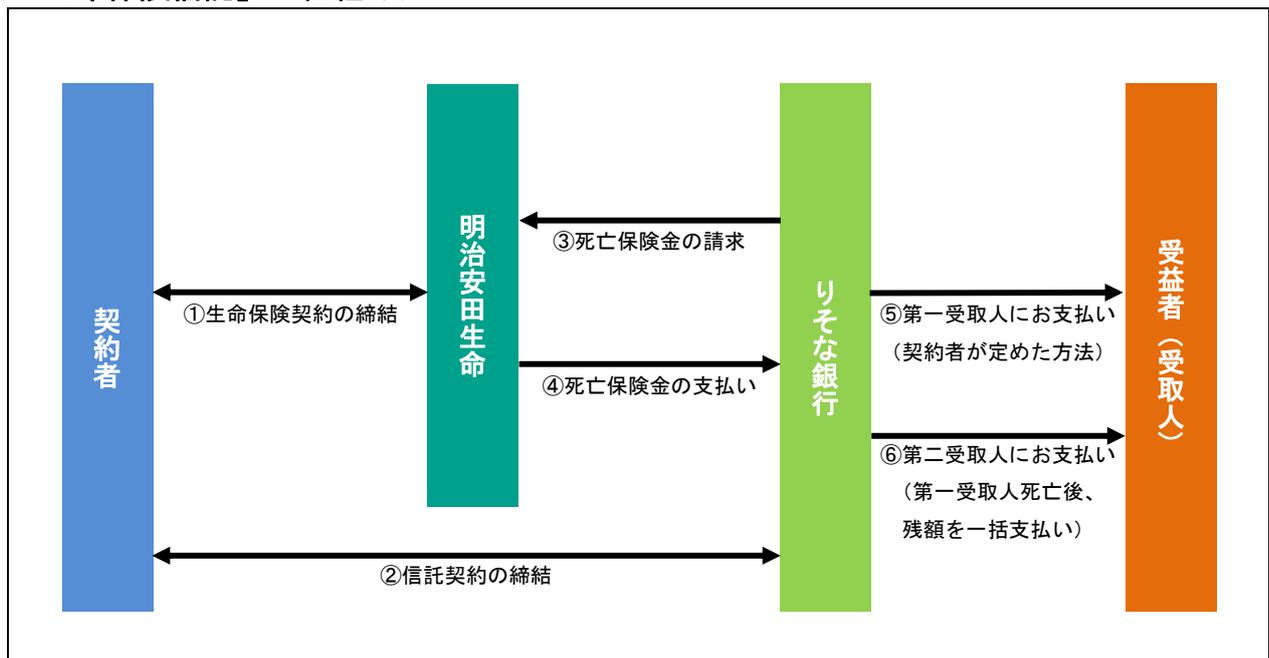
<ご利用にあたって>

- ・「エピローグ・レター」のご利用は無料です。
- ・お取扱いについての詳細は、利用規約をご確認ください。

対象契約	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のすべてを満たす必要があります。 <ol style="list-style-type: none"> （1）ご契約者さまが個人であること（法人契約は除く） （2）ご契約者さまと被保険者さまが同一人であること （3）本サービスの申込時にご契約者さまが成人であること （4）死亡保険金受取人が特定の個人1名に指定されていること （5）普通死亡保険金額が0万円超であること
申込	<ul style="list-style-type: none"> ・1保険契約につき、1件まで申し込むことができます。 ・当社所定の申込書類をご提出ください。 ・メッセージ登録後、ご契約者さま専用Webサイト「MYほけんページ」にて、写真を1枚まで登録することができます（任意）。 ・登録したメッセージ・写真のイメージは、「MYほけんページ」にてご確認ください。
発行	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金をお支払いした後、受取人さまにメッセージ・写真を閲覧するための専用WEBサイトへのアクセス方法を記載したカードをお届け（発行）いたします。 ・カード発行後3年間、メッセージ・写真を閲覧できます（ご自身の端末に保存することができます）。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「エピローグ・レター」は自筆証書遺言の要件を満たしませんので、遺言としての効力はありません。

- ・「生命保険信託」とは、生命保険契約と信託契約を組み合わせた商品であり、ご契約者さまが生前に死亡保険金の使途を指定することができます。
- ・「生命保険信託」の取扱いにあたり、当社は、株式会社りそな銀行（代表取締役社長 東 和浩）との間で、信託業務にかかる代理店委託契約の締結を予定しております。
- ・「生命保険信託」では、被保険者さまが死亡した場合、りそな銀行が信託の受託者として死亡保険金を受け取り、ご契約者さまが生前に指定した受益者（受取人）に対し、あらかじめ指定された方法で管理しながらお支払いいたします。
- ・受取人の財産管理に不安があるお客さま、ご高齢のお客さまや母子・父子家庭のお客さま、お子さまがいないお客さま、障がいのあるお子さまをお持ちのお客さま等に、「生命保険信託」を活用いただくことで、受取人さまを長期的にサポートすることが可能となり、ご契約者さまが死亡保険金に込めた「思い」を確実にお届けすることができます。

<「生命保険信託」の仕組み>



※取扱開始にあたっては、関係当局への届出ならびに認可等が前提となります。

2021年4月からの取扱開始に向けて、今後準備を進めてまいります。

※りそな銀行の信託代理店として、サービスをご提供いたします。

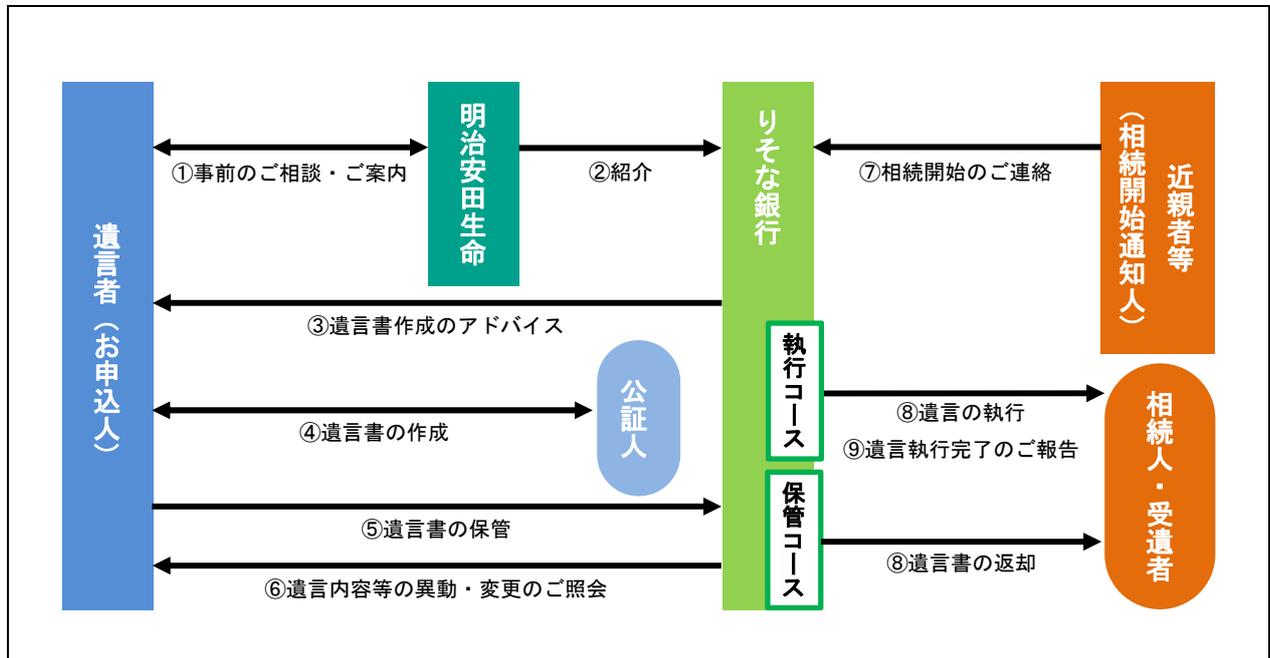
※「生命保険信託」のご利用に際しては、信託契約締結時と死亡保険金支払時等に別途手数料がかかります。

- ・当社は、株式会社りそな銀行（代表取締役社長 東 和浩）との間で、信託業務（併營業務）にかかる代理店委託契約を締結のうえ、「遺言信託・遺産整理業務」の取扱いを開始いたします。
- ・遺言信託または遺産整理業務に関する具体的な相談をご希望される場合、りそな銀行にご紹介・お取次ぎいたします。

<取次商品の概要>

商品名	内容
遺言信託 (りそなの遺言信託)	遺言についての事前のご相談から遺言書の作成、遺言書の保管、遺言の執行までをお手伝いいたします。
遺産整理業務 (相続手続代行サービス・ 相続手続安心パック)	相続財産目録の作成や遺産分割協議書に基づく遺産分割手続の実施等をお手伝いいたします。

<取次フロー図（遺言信託の場合）>



※取扱開始にあたっては、関係当局への届出等が前提となります。

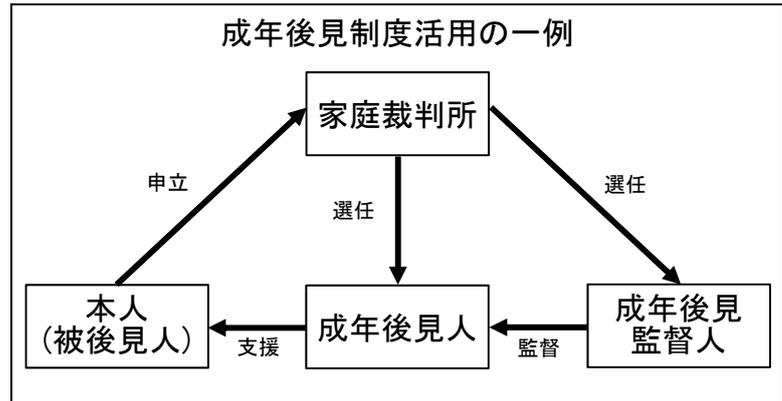
※りそな銀行の信託代理店として、サービスをご提供いたします。

※「遺言信託・遺産整理業務」のご利用に際しては、所定の手数料がかかります。

- ・「成年後見制度・家族信託相談サービス」は、成年後見制度または家族信託に関する具体的な相談をご希望される場合、明治安田システム・テクノロジー株式会社 介護の広場本部にご紹介・お取次ぎし、お近くの司法書士もしくは家族信託を取り扱う専門家をご紹介するサービスです。

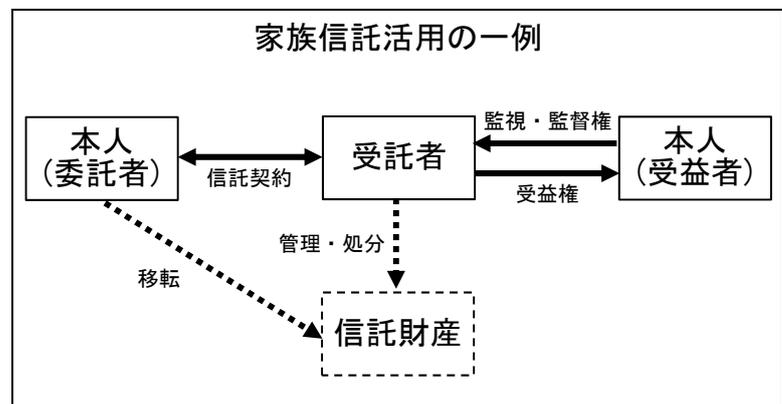
<成年後見制度の概要>

- ・認知症等で判断能力が不十分になった方の、財産や人間としての尊厳を法律面や生活面で支援するための制度です。また、将来の判断能力が不十分になった場合に備えて、任意後見制度も活用できます。お客さまのご依頼・ご相談内容に応じ、公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートをご紹介いたします。



<家族信託の概要>

- ・認知症等により判断能力が低下した場合に備えて、信頼できる相手に自分の財産の管理や処分をする権利を託しておく、家族のための財産管理の仕組みです。お客さまのご依頼・ご相談内容に応じ、一般社団法人 家族信託普及協会をご紹介いたします。



以上

<株式会社りそな銀行の概要>

社名	株式会社りそな銀行
代表者	代表取締役社長 東 和浩
本店所在地	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号
資本金	2,799億円
株主	株式会社りそなホールディングス
事業概要	銀行業

<明治安田システム・テクノロジー株式会社の概要>

社名	明治安田システム・テクノロジー株式会社
代表者	代表取締役社長 西村 則俊
本店所在地	東京都江東区東陽7-1-2 イーストネットビルディング2階
資本金	1億円
株主	明治安田生命保険相互会社
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンピューターによる計算受託業務 2. コンピューターソフトウェアの開発業務 3. コンピューターソフトウェアの販売に伴う付属機器の販売業務 4. 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務 5. 介護・健康・医療・福祉等に関する調査・分析・助言、および情報サイトの運営

<公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートの概要>

名称	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
代表者	理事長 矢頭 範之
所在地	東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館

<一般社団法人 家族信託普及協会の概要>

名称	一般社団法人 家族信託普及協会
代表者	代表理事 芳屋 昌治 代表理事 宮田 浩志
所在地	東京都千代田区神田神保町2丁目13番地 神保町藤和ビル8階